

(仮称) 新小松島小学校施設整備事業

事業者選定基準

令和5年11月27日

小松島市

— 目 次 —

第 1	本書の位置づけ	1
第 2	事業者選定の概要	1
1	事業者選定方式	1
2	事業者の選定方法と選定の体制	1
第 3	審査の手順	2
第 4	資格審査	3
第 5	提案審査	3
1	基礎項目審査	3
2	加点項目審査（性能評価点の算定）	3
3	価格評価点の算定	4
4	最優秀提案の選定	4
第 6	優先交渉権者等の決定	5
1	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	5
2	選定結果及び審査講評の公表	5
3	優先交渉権者を決定しない場合の措置	5

別紙 加点項目審査の評価基準

## 第1 本書の位置づけ

(仮称)新小松島小学校施設整備事業事業者選定基準(以下「事業者選定基準」という。)は、DBO方式により(仮称)新小松島小学校施設整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定を行うに際し、参加者に配付する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、参加者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

## 第2 事業者選定の概要

### 1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設を整備し、その後の維持管理業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的な業務の実施を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、事業者の選定に当たっては、小松島市(以下「市」という。)が示す業務の遂行能力や要求水準との適合性等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、参加者の資格審査の有無を審査する「資格審査」と、参加者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

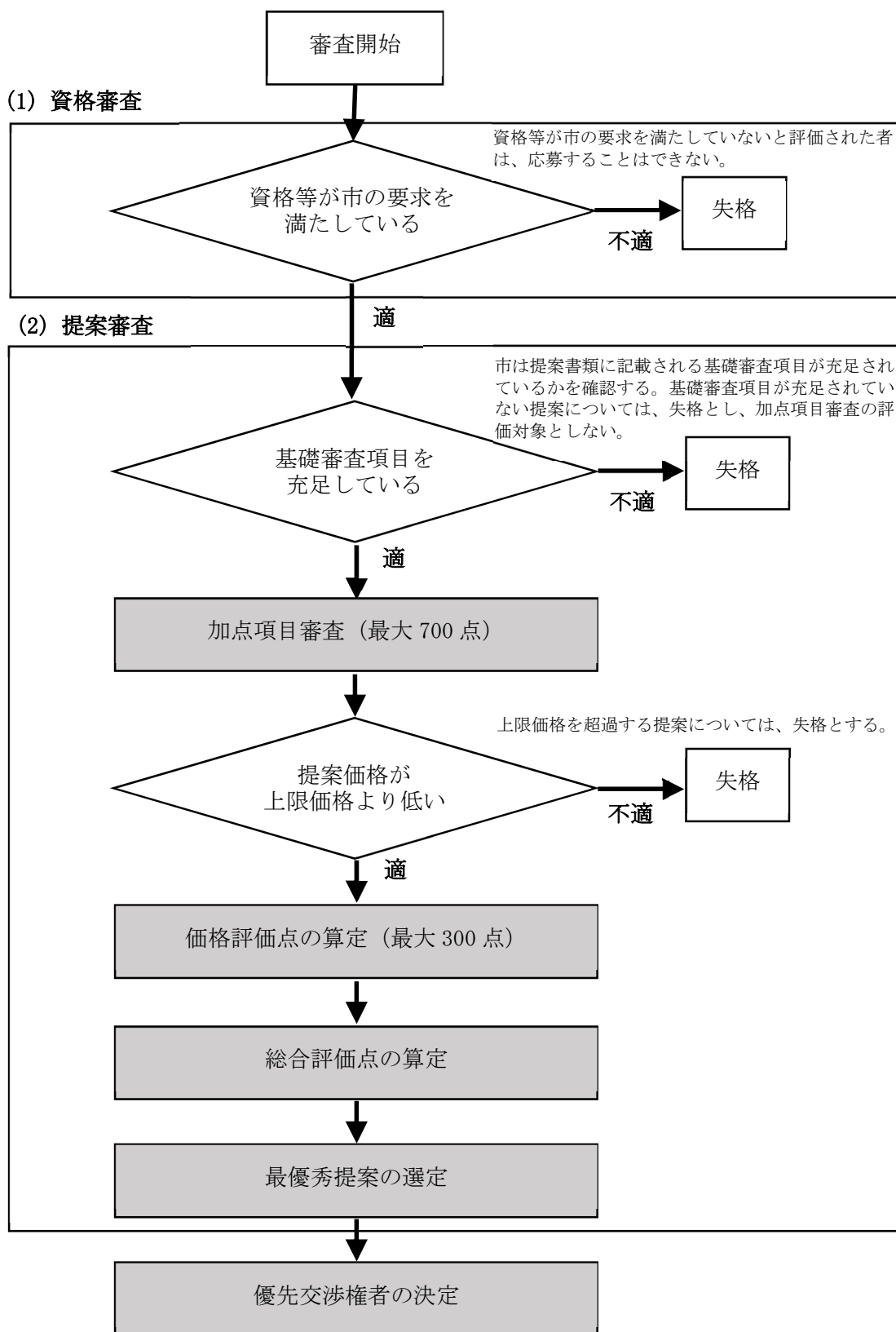
資格審査においては、参加者の参加資格について市が審査を行う。なお、資格審査の結果は、審査の対象となる参加者の資格要件のみを審査し、提案審査における評価には反映させない。

提案審査においては、まず基礎審査項目の充足の有無の審査を市が行う。基礎審査項目の充足が確認できた提案については、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査として、市が設置した(仮称)新小松島小学校施設整備事業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)が加点項目審査を行う。その後、価格評価点の算定、総合評価点の算定を行い、最優秀提案を選定する。

市は選定審査会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### 第3 審査の手順

審査の手順は以下のとおりとする。



## 第4 資格審査

参加者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

## 第5 提案審査

### 1 基礎項目審査

市は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準書の要求水準に未達の無いこと
- ・ 募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと

### 2 加点項目審査（性能評価点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、選定審査会において性能評価として加点項目審査を行う。

加点項目審査は、参加者の提案内容について、以下に示す評価項目について加点基準に応じて得点を付与する。加点項目審査は最大700点とし、その内訳は「別紙 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとする。

また、性能評価点が420点未満（700点満点の60%未満）となった場合は失格とする。

#### 【評価項目】

評価項目	配点
I 事業全般に関する事項	125点
II 設計業務に関する事項	330点
III 建設・工事監理業務に関する事項	140点
IV 維持管理業務に関する事項	105点
合計	700点

#### 【加点基準】

評価	評価基準	配点
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている	配点×75%
C	やや優れている	配点×50%
D	要求水準と同程度	配点×0%

### 3 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大 300 点）については、様式 6-1 に記載された提案価格で行うものとし、提案価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し、価格評価点の上限を 300 点とする。なお、提案価格が提案上限価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 300 \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格}$$

### 4 最優秀提案の選定

性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

なお、総合評価点が 600 点未満（1000 点満点の 60% 未満）となった場合は失格とする。

$$\begin{aligned} & \text{総合評価点} \\ & = \text{性能評価点（加点項目審査：最大 700 点）} + \text{価格評価点（最大 300 点）} \end{aligned}$$

## 第6 優先交渉権者等の決定

### 1 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、提案審査の結果に基づいて選定審査会により選定された最優秀提案を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。また、性能評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。

なお、市が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の参加者と交渉するものとする。ただし、この場合にあっても同時に2者以上と交渉することはない。

参加者が1者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。市はこの結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### 2 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、参加者の代表企業に通知するほか、審査講評を市ホームページにて公表する。

### 3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者がいない場合又は、参加者が1者以上あった場合についても審査過程においてすべての参加者が適切でないと判断された場合においては、優先交渉権者を決定せず、その旨を市ホームページで速やかに公表する。